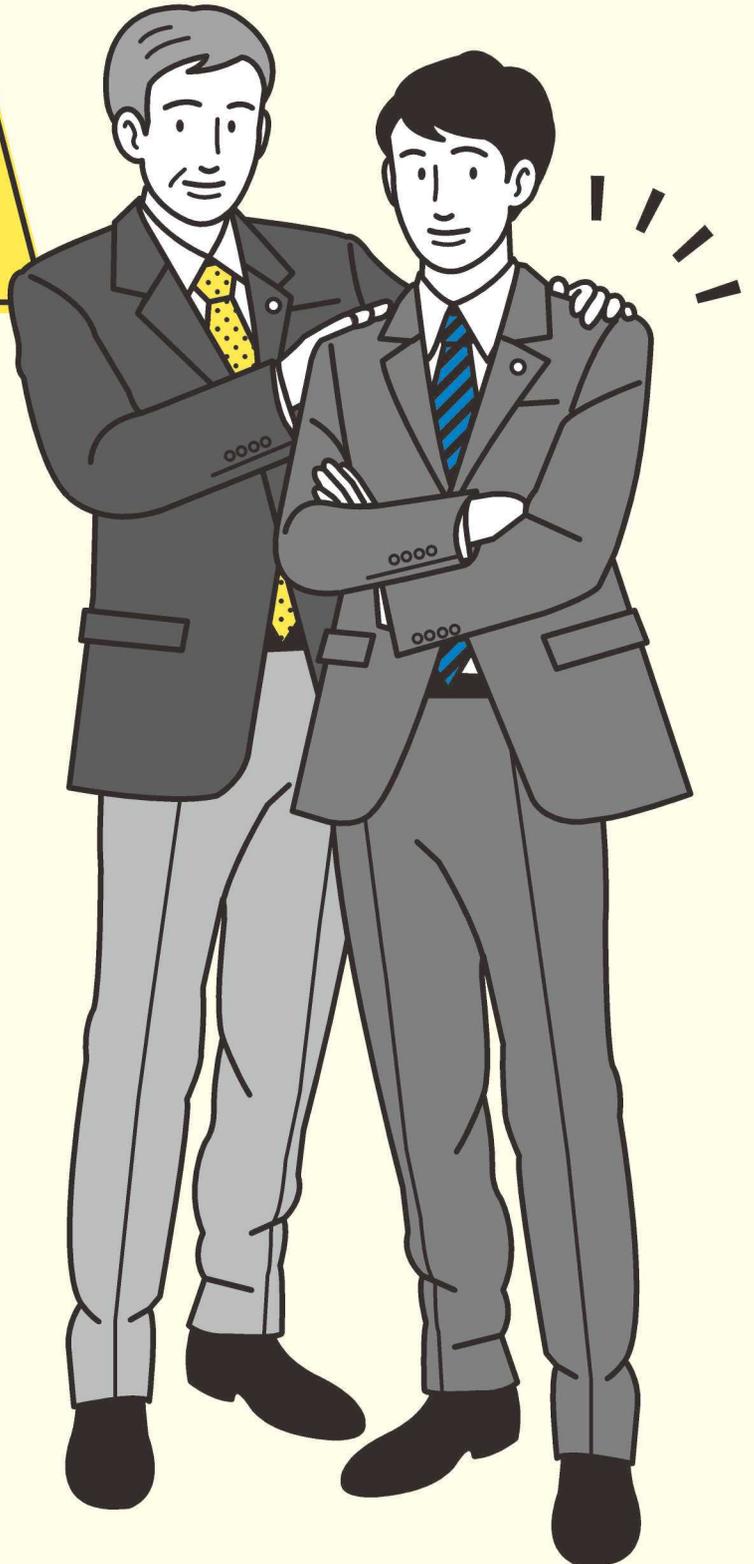


事業承継で  
お困りの  
経営者へ

# 小規模事業者向け 事業承継ガイド

## Q & A

支援事例を交えて、  
事業承継に関する質問を  
詳しく解説！



# 「事業承継ガイドQ&A」を ご覧のみなさまへ

経営者の高齢化と後継者不足による事業承継問題は、多摩地域および島しょ地域の小規模事業者においても喫緊の課題となっております。また新型コロナウイルス感染症の影響により高齢経営者の事業継続意欲の減退が生じており、地域に残すべき企業が廃業を検討する事態に陥っております。このような状況の中、少しでも多くの小規模事業者の事業承継の役に立てればという思いから本ガイドを制作させていただきました。

本ガイドでは、多摩・島しょ経営支援拠点の支援事例から事業承継に関する相談をQ&A方式でわかりやすく例示しております。

是非、ご自身に置き換えていただき、早めに事業承継に向けた準備をしていただければ幸いです。



## 目次

ひとりで悩んでいませんか	.....	p1
Q & A 早見表	.....	p2
事業承継の準備（後継者がいる場合）	.....	p3
事業承継の準備（後継者がいない場合）	.....	p9
資産の承継	.....	p13
承継後の取組	.....	p17
制度の活用	.....	p21
多摩・島しょ経営支援拠点のご紹介	.....	p24
商工会・商工会議所一覧	.....	裏表紙

# ひとりで悩んでいませんか…？



経営のことで悩みがあるのですが、  
誰に相談して良いのかわかりません…。



どのような相談に対応していただけますか…？

多摩・島しょ経営支援拠点では、経営者のお悩みを解決するため、専門家による長期支援を**無料**で行っております。  
一人で悩まず、まずはお気軽にご相談ください。



事業承継、販路開拓、経営の安定化…等、**経営に関するご相談**でしたらお任せください。ただし、取引先等の紹介や斡旋をすることはできませんので予めご了承ください。



## 利用者の声

支援を受けて、後継者の経営に対する意識が変わったことが、大きな成果でした。



テイクアウトを始めるときに支援を受けて、無事にスタートをすることができました。



## 専門家派遣の特徴

### 多摩・島しょ経営支援拠点とは

東京都からの補助を受けて東京都商工会連合会が行っている事業で、多摩地域および島しょ地域の商工会・商会議所等との連携支援機関です。

### 課題に応じた専門家

多摩・島しょ経営支援拠点の専門家派遣では、様々な経営課題に対応できる専門家を課題に応じて派遣することができます。(課題の内容により専門家を変更していきます)

### 色々なお悩みにご利用できます

- ・事業承継、後継者の育成をしたい
  - ・新製品や新サービスの開発や販路開拓をしたい
  - ・経営の安定化を図りたい
  - ・新しい分野に進出したい
  - ・現在の就業規則を見直したい
  - ・災害時に備えた計画を作成したい
- 等

### 対象となる方

多摩地域および島しょ地域の小規模事業者等が対象となります。

「多摩・島しょ経営支援拠点」の事業紹介は24ページへ

# Q&A 早見表

承継前の準備	後継者がいる	Q 1	事業承継は、何から始めたら良いですか？
		Q 2	経営者と後継者の想いの共有を図るには？
		Q 3	後継予定者が学生なのですか？
		Q 4	代表者変更の手続きは？
		Q 5	個人事業主における事業承継の注意点は？
		Q 6	リタイア後の生活設計は？
	後継者がいない	Q 7	後継者選びのポイントは？
		Q 8	後継者が見つからないときはどうする？
		Q 9	事業譲渡を進めるには？
		Q10	廃業を検討しているのですが？
資産の承継	Q11	株式の承継方法におけるポイントは？	
	Q12	生前の事業承継と相続による事業承継の違いは？	
	Q13	承継時の税金対策について知りたいのですが？	
	Q14	個人所有の土地・建物はどうしたら良いですか？	
承継後の取組	Q15	新規事業で経営革新を進めたいのですが？	
	Q16	採算が取れるようにするには？	
	Q17	就業規則を変えていないのですが？	
	Q18	働き方改革を進めるには？	
制度の活用	Q19	助成金や補助金を活用できますか？	
	Q20	経営者保証を外せますか？	
	Q21	事業承継税制とは？	

question /  
**Q1**

# 事業承継は、 何から始めたら良いですか？



事業承継の準備はいつ頃から始めたら良いですか？

後継者の教育期間まで考慮すると、円滑な事業承継には、**5年～10年**という長い時間がかかることもあります。  
経営者自らの「気づき」を感じたときから始めましょう。



事業承継について具体的に進めたいのですが、何から始めたら良いですか？

商工会、商工会議所等の支援機関では、**事業承継セミナーや相談会**を開催しています。  
これらを活用して、事業承継に関する情報収集に取り組みましょう。



## 事業承継のステップ



専門家や公的支援機関等の支援を活用しながら、これらのステップを進めると良いでしょう。



## 事業承継計画書

5年～10年という長い期間の計画については、「事業承継計画書」等を活用し、目標とするべき将来に向けた計画を目に見える形にすることが有効です。

項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
<b>基本方針</b> ①現経営者中小太郎から、太郎の長男である中小学への親族内承継 ②学が40歳となる5年後に社長交代し、太郎は取締役会長に2年間就任し、その後取締役を退任し1年間非常勤の相談役を経て引退											
事業計画	売上高 500 百万円					570 百万円					700 百万円
	経常利益 15 百万円					20 百万円					28 百万円
会社	定款・株式・その他	相続人に対する売渡請求の導入		A取締役から金庫株の取得							
現経営者	年齢	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳
	役職	代表取締役社長					取締役会長			相談役(非常勤)	引退
	関係者の理解	家族会議	社内への計画発表	役員刷新(若返り)	取引先・金融機関に紹介						
	株式・財産の分配			公正証書遺言書作成		残株式の生前贈与					
	持株(%)	80%	75%	70%	65%	60%	0%				
	その他	暦年課税贈与					相続時精算課税贈与				
後継者	年齢	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
	役職	部長	取締役		常務取締役		代表取締役社長				
	社内	工場部門	営業部門		経理・総務部門		総括責任				
	社外	経営後継者塾		経営トップセミナー							
	持株(%)	0%	5%	10%	15%	20%	80%	80%	80%	80%	80%
	その他	暦年課税贈与					相続時精算課税贈与				
補足											

(中小企業庁：事業承継ガイドラインより)

承継前

後継者がいる

承継前

後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

question /  
**Q2**

# 経営者と後継者の想いの共有を図るには？



社長が意見を聞いてくれません。  
どうすれば良いのでしょうか・・・？

事業承継を実現するには、経営者と後継者の**コミュニケーション**や**想いの共有**が大切です。



社長と会社の方向性についての意見が合いません。  
どのようにすれば上手くいくのでしょうか？

**第三者を交える**ことで感情的にならず、客観的な意見を聞くことができるので、とても有効です。



## 支援事例

### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- 現経営者と後継者のそれぞれの経営の想いを確認
- 市場調査(周辺店舗)の実施指導
- 来店客への調査を実施指導(商品の人気度、来店理由の確認)
- 事業計画(方向性)の作成
- 販売促進(POP等の作成)

#### STEP 1

##### 両者の想いの確認



現社長

常連のお客様のために  
せめて人気のケーキだけ  
は残して欲しい・・・。



後継者(海外修行後に入社)

私の代になったら、海外  
修行の成果を活かした  
斬新なケーキだけで  
勝負するのよ！

#### STEP 2

##### 調査

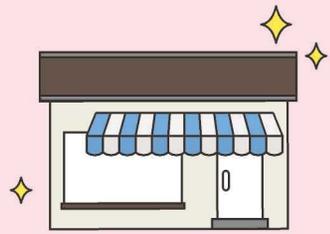
- **市場調査**  
人口調査、周辺店舗の  
状況
- **顧客への調査**  
来店動機・顧客ニーズ  
の把握



#### STEP 3

##### 計画作成・実行

- 来店動機や市場調査の結果  
から**商品ラインナップ**を選定
- 承継後の**事業計画**を策定
- **販売促進**の支援



注) 専門家派遣での支援では、市場調査・来店調査の指導は行いますが、実際に調査を行うのは事業者の皆様です。

第三者立会いのもと、両者の意見を聞き出すことで口論にならずに素直な意見を聞くことができます。  
またビジネスとして成立するかを調査結果等から客観的に判断し、後継者と一緒に事業の計画を作り上げました。



question /

# Q3

## 後継予定者が学生なのですか？



私はまだ50代で子供もまだ学生なのですが、今のうちから事業承継について考えたいと思います。

最初に社長が**お子様やご家族**に対して「子供に事業を承継したい」ということを**きちんと伝える**ことが重要です。



どのように進めたら良いでしょうか？

「なぜ、子供に事業承継をしたいと考えているのか」「いつ頃の時期を考えているのか」等を伝え、お子様の意向や希望、ご家族の意見を聞いて**家族の総意**として、お子様への事業承継を進めていくことが重要です。



### ポイント



#### 経営者の想いと子供の想い

経営者の想いとして「子供は小さいときから自分のことを見てきたので、当然事業を引き継いでくれる」と考えがちです。しかし、お子様にもやりたいことや夢があり、また経営者の姿を見てきたからこそ違う道に進みたいという場合もあります。



#### 家族の協力と準備

親族内承継ではご家族の協力も必要になることから、経営者と後継者となるお子様だけではなく、他のご家族の意見もよく聞く必要があります。

その上で、残りの学生生活をどのように過ごし、また卒業後の進路や就職先等で経営者となるために必要な経験や外部機関での教育等の計画を検討していきます。

### 後継者に至るまでの経験・教育の例

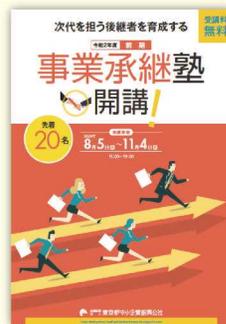
学生時代に専門分野の研究等

他社での勤務  
(同業他社、取引先、金融機関等)

自社での勤務  
(技術、営業、経営企画等)

事業承継

### 外部機関による後継者教育の例



公益財団法人  
東京都中小企業振興公社  
「事業承継塾」



独立行政法人  
中小企業基盤整備機構  
「中小企業大学校 経営後継者研修」

この他、公的機関での短期のセミナーや民間団体による後継者塾等もあります。研修等の詳細は、各支援機関のホームページよりご確認ください。

承継前  
後継者がいる

承継前  
後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

question /  
**Q4**

# 代表者変更の手続きは？



取締役の長男を代表取締役にさせたいと思っています。  
代表者交代までに必要な準備や手続き等を教えてください。



手続きは登記手続きだけではありません。**従業員・取引先・金融機関へ挨拶、各種書類の変更等**、やるべきことは色々あります。



代表取締役を選定する方法は、どうしたら良いですか？



取締役会を設置している会社は取締役会で選定、非設置の会社は定款に記載されておりますので**定款を確認**してください。

## ポイント

### 代表者変更に伴う一般的な流れ

後継者が既に役員で株の移譲が発生しない場合



※取締役会非設置の場合、定款に記載している方法(株主総会・取締役会・定款変更)で行います。

### 登記に必要な書類(互選の場合)

- 変更登記申請書
- 取締役の互選書
- 定款
- 就任承諾書
- 印鑑(改印)届書

※「株主総会決議」や「定款変更」による代表取締役の選定の場合は、必要な書類が異なります。

代表者変更の登記申請は就任承諾日から**2週間以内**に行う必要があります。

代表者の変更は区切りのいい期首(年度の開始日)にするケースが多いですが、期中(年度の途中)でも可能です。

新しい代表者が未だ役員になっていない場合は、代表者変更の前に株主総会により役員を追加する必要があります。また代表者変更と同時に株の移譲が発生する場合も同様に株主総会が必要になりますので、計画的に進めていきましょう。



question  
**Q5**

# 個人事業主における 事業承継の注意点は？



個人事業主の事業承継の手続きについて教えてください。



法人の場合は代表者の変更という手続きですが、個人事業主における事業承継は「**旧事業主の廃業**」と「**新事業主の開業**」という手続きになります。



うちは私が理容所の許可を取得して事業を行っているのですが、事業承継において注意することはありますか？



理容所・美容所の許可は、後継者による保健所への申請が必要になります。**営業を途切れさせないためには、事前に保健所へ相談**に行き、計画的に進めていきましょう。

## ポイント



### 税務手続き

税務署への手続きとして、旧事業主は「**個人事業の廃業届書**」等の廃業関係の書類を廃業日から1ヶ月以内に提出します。  
また新事業主は「**個人事業の開業届出書**」等の開業関係の書類を開業日から1ヶ月以内に提出します。



### 許認可

建設業許可等の許認可や届出には、事業主個人に与えられているものがあります。従って、同じ屋号で事業を継続する場合でも、そのまま旧事業主から新事業主に移行ができず、旧事業主がいなくなると事業の継続ができなくなることもあります。許可等の要件を早めに確認し、新事業主での計画的な取得や移行が必要となります。



### 従業員との関係

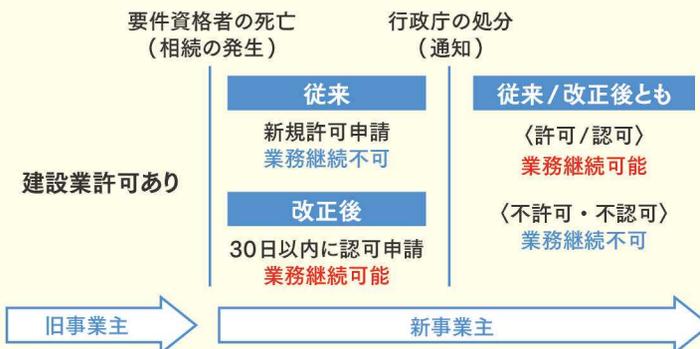
旧事業主との雇用関係を解消し、新事業主と雇用関係を結び直します。



### 借入金

単純に旧事業主から新事業主に引き継ぐことができない場合もありますので、事前に金融機関とよく相談をしてください。

**注目** >> 「建設業許可の改正内容を例とした、事業承継への対応状況の変化」  
2020年10月1日に施行された建設業法の改正により、個人事業主の相続発生時での許可の手続きが変わりました。



以前は、個人事業主の死後、相続人は建設業の許可を受けるまで事業を行うことができませんでした。しかし今回の改正で、**死後30日以内**に認可を申請すれば業務継続が可能となりました。



承継前  
後継者がいる

承継前  
後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

question  
Q6

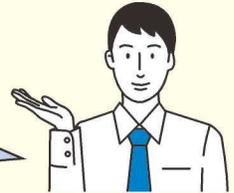
## リタイア後の生活設計は？



引退後の生活資金を確保するには、どのように計画すれば良いでしょうか？

引退後にできることとして以下の3つの方法があります。

- 役員や専従者として携わり、収入を得る。
- 自分名義の不動産等を貸し出して収入を得る。
- 代表者借入の返済で収入を得る。(相続税対策含む)



今のところ引退後も事業に携わる予定です。引退後の生活資金を補填するようなもので、今から加入できる制度はありますか？

引退前にできることとして概ね4つの方法があります。

- 小規模企業共済への加入(役員向け退職金制度)
- 国民年金基金、iDeCo(個人型確定拠出年金)、企業型DC(企業型確定拠出年金)の活用
- 退職金の積立
- 経営セーフティ共済(倒産防止共済)の加入 等



### ポイント



#### 事業に携わり収入を得る

引退後も会社に役員や従業員・専従者として携わり、今までの経験を活かしながら収入を得ることも選択肢としてあります。

※就労実態がないと給与支給の経費計上を否認される場合がありますのでご注意ください。



#### 代表者借入の返済を進める

役員が会社に金銭を貸していた場合、亡くなった際に役員借入金の残額は**相続税の課税対象**となります。役員借入金が多額の場合には、給料を下げて、その分を借入金の返済で補うことをお勧めします。なお、借入金の返済であれば所得税や住民税の課税対象となりませんので、節税対策にもなります。



#### 小規模企業共済制度の活用

小規模企業共済は廃業や退職時の老後資金のために積み立てる制度です。老後資金だけでなく、法人解散や個人事業主の廃業時にも共済金の支給を受けられます。

ただし、任意での解約を行うと元本割れ等のリスクがありますのでご注意ください。

詳しくは、お近くの商工会・商工会議所等の支援機関へご相談ください。



question /

# Q7

## 後継者選びのポイントは？



従業員の後継者候補が何名かいて、誰に承継するか決めかねています。

年齢、経験、能力、人間的魅力等で判断しますが、**自分の理念・考え方を理解してくれる人、信頼できる人**を選ぶのが良いでしょう。  
社内に適任がない場合は、**外部人材**も検討しましょう。

親族に承継するか、従業員に承継するかでは課題は違ってきます。  
**ご家族ともよく相談**をして方針を決めることをお勧めします。



### 支援事例

#### ▼多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- 事業承継計画策定支援
- 知的資産経営報告書作成による、自社の資産棚卸と将来のビジョンの策定支援
- 助成金申請の支援 等

### 従業員への事業承継 ～外部人材の活用～

#### STEP 1

##### 後継者候補の選定

判断基準は色々ありますが、現経営者の理念・考え方を理解してくれる人、信頼できる人を選びましょう。



従業員A 従業員B  
従業員の後継者候補はどれも頼りない・・・。



同業の社長  
他社に意欲のある良い人材がいるから紹介するよ。  
経験豊富で営業にも長けている人材を後継者候補として採用



後継者として育成させ、工場長を経験後に事業承継をする**事業承継計画**を策定

#### STEP 2

##### 経営の承継と会社の目に見えない資産の承継

後継者へ自社を深く伝えるツールとして、**知的資産経営報告書**の作成がお勧めです。

- 見えない資産(人材・技術等)の洗い出し
- 自社の強みを認識
- 後継者による将来のビジョン 等

知的資産経営報告書として取りまとめ

後継者へ自社を深く“伝える”ツールとして活用

後継者と一緒に**知的資産経営報告書**を作成することで、会社の見えない資産(強み等)をより深く理解してもらうことができました。  
また自社の強みを活かし、外部環境の変化に対応した戦略も一緒に検討しました。



承継前  
後継者がいる

承継前  
後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

question /

# Q8

## 後継者が見つからないときはどうする？



親族や従業員に事業承継を断られてしまいました。  
M&Aではなく身内に承継させたいのですが、何か良い方法はありますか？

まずは自社を魅力的な会社にするための「**磨き上げ**」に取り組みましょう。  
他社に負けない「**強み**」を明確化させ、効率的な組織体制にすることで  
『後継者にとって魅力的な会社』となり、事業承継に繋がります。



後継者がいません。どのように後継者探しをすれば良いのでしょうか？

後継者は、お子様等の親族、従業員、外部の会社(取引先等)から探すのが一般的です。しかし、近年では身近なところで後継者を探すのが難しい場合に「**事業を譲りたい事業者**」と「**事業を譲り受けたい事業者、創業者**」をマッチング(橋渡し)させる取り組みも増えています。



### ポイント



#### 魅力的な会社づくり=会社の磨き上げ

一つの考え方として、他社に負けない「**強み**」を持った会社、業務の流れに無駄の無い効率的な組織体制を構築している会社が魅力的な会社といえます。



#### 《具体的な例》

自社の商品・サービスの強みを絞り込み、経営資源の集中で新規顧客を開拓する

新しい商品・サービスの開発を支える人材育成、新規採用を進め、人的資源を強化する

事業の実態に合わせた組織体制の見直し、役員や管理職の職務権限・役割を再構築する

時代の変化に適したサービス規程、就業規則を整備する

### マッチング支援機関

#### 多摩・島しょ経営支援拠点 マッチング支援

多摩・島しょ経営支援拠点では、地域支援機関と連携して、地域のお店や事業所の事業承継のマッチングを行っています。

#### 主な特徴

小規模事業者に限定

専門家派遣支援が活用できる

小規模事業者の事業引き継ぎに関する支援機関と連携

※詳細は、25ページをご覧ください。

#### 日本政策金融公庫 事業承継マッチング支援

政府系金融機関が行っている無料のマッチングサービスです。原則として、日本公庫に事業資金のお借入残高がある方が対象です。

#### 主な特徴

全国約90万先の顧客基盤

外部機関と連携

地域を越えた支援

#### 東京都多摩地域 事業引継ぎ支援センター

国が第三者への事業承継すなわちM&Aを支援する機関として、全国47都道府県に開設されているセンターの一つです。

#### 主な特徴

国が運営しているので安心して相談ができる

経験に基づく、様々なアドバイスを無料で提供

question /

# Q9

## 事業譲渡を進めるには？



従業員へ事業譲渡を行う際には、どのように進めれば良いのでしょうか？

従業員等へ事業譲渡を行う場合には、**譲渡価格の決定、譲渡契約書の作成**、その他事業承継時の手続き等が発生します。当事者同士だけでなく、**利害関係のない第三者**を交えた方がより円滑に進みます。



事業譲渡を行う際の譲渡価格は、どのように計算したら良いのでしょうか？

一般的に**時価純資産 + 営業権(のれん代)**の計算式で評価しますが、最終的には当事者同士が納得できる金額が譲渡価格となります。



### 支援事例

#### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

税理士・司法書士を派遣し、従業員への承継支援として以下の事項について取り組みました

- 事業譲渡価格の試算とその根拠の提示
- 譲受者との条件面での交渉アドバイス
- 事業譲渡契約に関するアドバイス
- 円滑な事業引き継ぎと税金面でのアドバイス

#### 従業員への事業譲渡 ～従業員から店舗設備ごと事業譲渡して欲しいとの意向～



##### 事業譲渡価格の試算

収益をベースとした譲渡価格の試算、交渉のアドバイス等

##### 契約書

##### 事業譲渡契約の助言

譲渡価格決定後に契約書の内容確認やアドバイス



##### 事業譲渡

事業引き継ぎの方法や事業譲渡による税金負担の試算

専門家の指導により無事に事業を譲渡することができ、円満な形で事業を引退することができました。

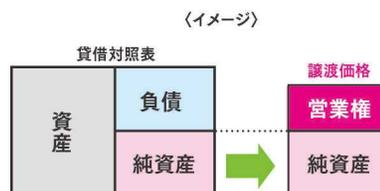


### ポイント

#### 譲渡価格の算定方法(例)

譲渡価格 = 時価純資産 + 営業権(のれん代)

- 時価純資産 = 時価総資産 - 時価総負債
- 営業権 = 利益 × 持続年数(3年分程度)



詳しくは、税理士等へご相談ください。

承継前  
後継者がいる

承継前  
後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

# question Q10

## 廃業を検討しているのですが？



ここ数年、売上もかなり減少してきて3年連続赤字になっています。今後の計画として廃業も検討したいのですが・・・

廃業を考える前に事業承継、事業譲渡の可能性を探ることも重要です。最近では、親族への承継だけでなく、**第三者への承継、事業の売却**の件数も増えてきています。多摩・島しょ経営支援拠点では「事業の引き継ぎ」マッチング支援も行っておりますので、まずはお気軽にご相談ください。(25ページを参照)



色々検討しましたが、廃業することに決めました。手続きはどうしたら良いのでしょうか？

廃業に際しては、計画的に準備を進めていくことが大切です。**従業員、取引先、借入金、資産の問題**等行うべき手続きがたくさんあります。税理士や商工会・商工会議所等の支援機関へご相談いただくと良いでしょう。



承継前  
後継者がいる

承継前  
後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

### ポイント



#### 従業員への告知

従業員を解雇する際は、解雇の30日前から通告しなければならない旨が労働基準法で定められています。通知の時期によっては解雇予告手当が必要となります。なお、退職金規定があれば退職金の支払いが必要となりますので就業規則等の確認を必ず行いましょう。



#### 取引先への対応

突然の廃業になると取引先にも影響が出ます。廃業決定後はなるべく早く連絡することで、取引先は別の調達先や買い手を見つける等の対応がしやすくなります。



#### 借入金等の整理

事業による借入金が残っている場合には、原則として返済が必要になります。担保や個人保証の有無等を確認しましょう。また買掛金等の仕入債務も整理する目途を立てておきましょう。



#### 資産の処分費用

機械設備等の処分に高額な費用が必要となるケースもあります。また借りている店舗等であれば一定の解約予告期間が設けられており、一定期間の賃料を支払う必要があります。

賃貸の店舗等は現状回復費用が必要となる場合が多いので、**契約書の内容**を確認し、併せて貸主にも確認するのが良いでしょう。



question  
**Q11**

# 株式の承継方法におけるポイントは？



私は自社の株式を40%保有しており最大の株主です。後継者に私の株を全て譲り、経営権を確保してもらおうと考えていますが、大丈夫でしょうか？

法人の場合、株式の保有割合により経営権が決まります。経営権を確保するためには少なくとも**株式の過半数**を確保する必要があります。



## 法人の経営権は株式の保有割合で決まります

株式の保有割合が過半数で普通決議（役員の選任解任、計算書類の承認等）、3分の2以上の保有で特別決議（定款変更、解散、事業譲渡等）が可能となります。従って、後継者が最低でも過半数、可能であれば3分の2以上の株式を保有することで安定した経営に繋がります。



先代が会社を設立した際に、叔父に名前を借りて株主になってもらっていたようです。今はもう叔父も亡くなっており、現状がどうなっているのかよくわからないんです……。

相続人からすると「遺産の中に株式があった」という認識で、会社に対して配当金の要求等の権利を主張してくることがあります。トラブルを回避するため、まずは**株主と各株主の株式保有割合の調査**を行きましょう。



## 支援事例

### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- 各株主の株式保有割合の調査（名義株主含む）
- 名義株主へ無償譲渡の提案
- 税理士と連携を図り、株式譲渡手続きのサポート

#### 名義株主の死去（株式相続）

株主構成

- 現経営者（会長の長男） 500株
- 会長（先代） 200株
- 会長の妻 150株
- 名義株主（叔父） 150株

叔父（株主）が亡くなり、相続人4名へ株が相続されたケース

150株  
叔父（死去）



75株（2分の1）  
叔母 相続人①



#### 無償譲渡にて経営者へ譲渡



相続人①～④と契約叔父（名義株主）の150株を現経営者へ集約化

#### 現経営者 保有株650株



既に保有していた500株と今回の譲渡分150株を合わせて650株を保有し、過半数以上を確保することができました。

専門家の指示のもと、名義株主の相続で分散されていた株式を集約させ、実態に即した形に正しました。



以前は『会社を設立するときに最低7名の発起人が必要』とされていたため、名義株主が多数存在する場合があります。

question  
Q12

# 生前の事業承継と相続による 事業承継の違いは？



私が生前に株式等の資産を贈与して事業承継を行う場合と相続で事業承継をする場合の違いについて教えてください。

課税される税金の種類(贈与税・相続税)が変わります。また生前贈与では譲り渡す相手を自由選べるのに対して、相続では遺言書がなければ「法定相続人」に譲り渡すことになります。



税金等の金銭面以外で考えることは、どんなことがありますか？

代表者と後継者、関係者間で引き継がれるのは資産だけではありません。「代表者の想い」は生前での事業承継でこそ深く伝えられます。事業承継では、経営理念等を事前に後継者と共有することが重要です。



## ポイント



### 贈与税、相続税の違い

相続時は、全財産が対象となるので大きな金額になる可能性があるので、贈与はそのときの意思で発生するため、税額を確認しながら移行することができます。また生前から財産の移行を考える中で、事業承継税制(23ページ)等を活用することで贈与税や相続税の納付が猶予・免除されます。



### 税金面以外の重要な「想いの承継」

生前での事業承継のメリットは、代表者・後継者・関係者がコミュニケーションできる環境にあるということです。事業承継は、経営(人)・資産等を承継するだけでなく、「代表者の想い」を承継することが重要です。生前での事業承継が難しい場合、遺言の「付言事項(ふげんじこう)」を使った「代表者の想い」を承継する方法もあります。

## 遺言書による「代表者の想い」の承継

### 遺言書

令和×年×月×日

第1条  
第2条  
:  
:

解説

遺言書の主たる部分では、「不動産」「預貯金(現金含む)」「株式」等、個人の資産に関する相続人への配分を記載します。

資産の承継

第X条  
(付言事項)

解説

遺言者が「どうして、このような配分にしたのかという理由」「相続人への期待」等の想いを付言事項として記載することができます。

想いの承継

「付言事項」に法的拘束力はありませんが、どうしてこのような財産の配分に至ったのか等を残すことにより、相続での争いを少なくする効果もあります。



question  
**Q13**

# 承継時の税金対策について 知りたいのですが？



事業承継の際、課税される税金はどのようなものがありますか？

相続した場合にかかる**相続税**、生前に財産を贈与した場合にかかる**贈与税**があります。また株式を譲渡して事業承継する場合は、株主となる者によって**所得税**や**住民税**、**法人税**が発生します。



不動産等の個人資産があるため、相続税が心配です。  
後継者へ相続する際に支払う相続税の引き下げには、どのような方法がありますか？

株式の贈与・相続にあたり、納税額を軽減する方法は色々あります。**暦年贈与制度**のように期間をかけて取り組む対策もありますので、お早めに税理士等の専門家へご相談ください。



## ポイント

### 贈与税・相続税を軽減させる主な方法



#### 株価の引き下げ

会社の株式の価格を引き下げる方法です。役員退職金の支給や会社として生命保険金に加入する等の方法があります。



#### 小規模宅地等の特例

宅地や事業用土地等を相続した際、一定の要件を満たした場合は、その宅地等について相続税の課税価額から一定の割合（最高80%）を減額する制度です。

（小規模宅地等の特例の適用要件）

土地の種類	限度面積	減額率
特定居住用宅地等	330㎡	80%
特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付居住用宅地等	200㎡	50%



#### 暦年贈与制度

贈与税は、毎年110万円の贈与分までは贈与税が課税されません。つまり、年間110万円までの額をコツコツと贈与すれば、その分だけ相続財産を減らすことができます。



#### 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、満60歳以上の父母、又は祖父母から満20歳以上の子又は孫に贈与する際に、特別控除額2,500万円までの財産は贈与税を納めずに贈与ができるという制度です。

ただし、2,500万円を超えた部分については一律20%の贈与税が課税されます。

その後、相続時にその贈与財産とその他の相続財産を合計した価額を基に計算した相続税額から既に支払った贈与税額を精算する制度です。贈与税を支払わずに贈与した財産は相続税の課税対象となりますが、贈与時の株価に固定ができるため、株価上昇が予想される企業に効果的です。

なお、「相続時精算課税制度」を選択した場合、「暦年贈与制度」を使うことができなくなりますので、ご注意ください。



**事業承継税制** 23ページ(Q21)をご覧ください。

question  
Q14

# 個人所有の土地・建物は どうしたら良いですか？



息子に事業を引き継ぐ予定なのですが、事務所の土地と建物は私個人の所有です。どうしたら良いでしょうか？

今のまま会社へ貸し付けていて結構ですが、社長が亡くなられた場合に、不動産は相続財産となります。会社のことを考えると、自社株と併せて**後継者に引き継げるような対策**を行うことが望ましいです。



どのような対策を行えば良いのでしょうか？

事業に係る資産とその他の資産について、相続時の**遺留分対策**が大切です。会社に貸し付けている不動産以外の資産を準備しておき、後継者以外の相続人が受け取れるようにしておくとい良いでしょう！

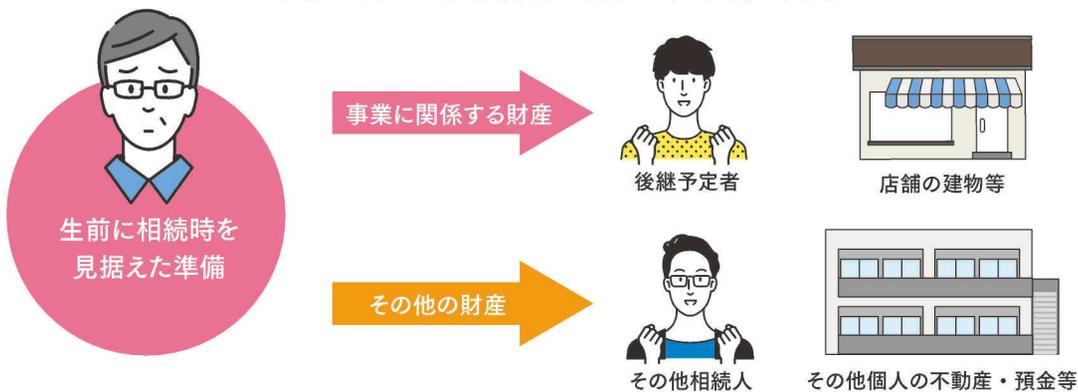


## 支援事例

### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

税理士、中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- ① 税理士を派遣
  - 個人資産の洗い出し、相続税の試算を実施
  - 相続人に対して相続財産の分与について、事前に説明をした上で事業に係る財産について遺言書等の作成を指導
- ② 中小企業診断士を派遣
  - 事業承継計画を策定
  - 承継に向けて事業内容の見直し、改善を実施



税理士、中小企業診断士の支援により事業承継への道筋をたて、無事に事業承継を終えることができました。多摩・島しょ経営支援拠点では、課題に応じて**複数の専門家を利用**することができます。



# question Q15

## 新規事業で経営革新を進めたいのですが？



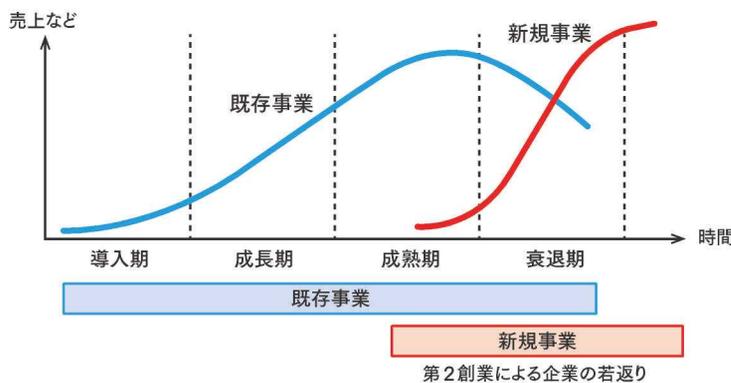
事業承継を終え、私を中心に新たな事業にもチャレンジしてみようと考えているのですが……

後継者が事業承継を契機に、事業環境の変化に応じた**新規事業**等の取り組みを行うのが理想的です。

**経営革新計画の承認**を受けたり、**補助金を活用**して新規事業に取り組むことも効果的です。



### ポイント



企業にも**ライフサイクル**というものがああります。会社の事業環境が大きく変化しているため、既存事業をそのまま続けていると成熟期から衰退期に入ってしまう。事業のライフサイクルが現在どこにあるのかを見極め、適した施策を打たないとはいけません。

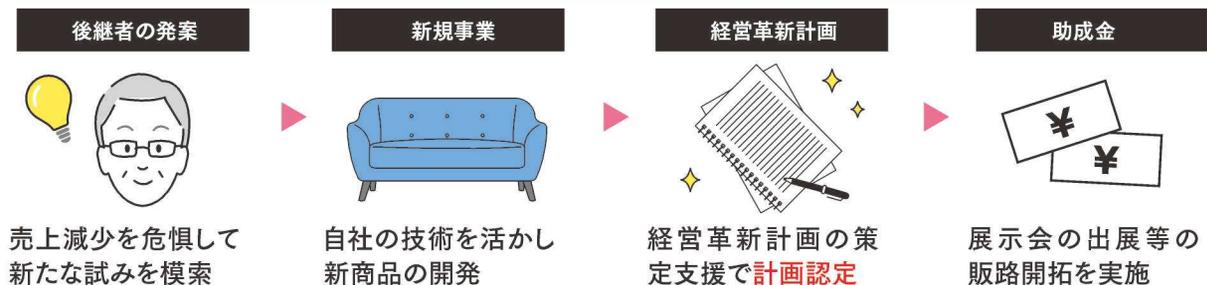
### 支援事例

#### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- 新規事業の経営革新計画策定支援
- 販路開拓(展示会出展)支援
- 助成金・補助金の申請支援 等

#### 経営革新計画を策定



後継者の考えた新規事業が経営革新計画の認定を受け、本人にとっても自信になりました。また助成金を活用して新たな用途の試作や展示会へ出展したことで大手企業から発注があり、新規事業を軌道に乗せることができました。



question  
Q16

# 採算が取れるようになるには？



今まで先代は会計や収支を見ずに感覚で経営をしていたので、採算が取れるように改善していきたいのですが・・・

まずは各部門(各事業)ごとの収支の確認が大切です。どの部門(どの事業)で採算が取れないのかを把握し、黒字に向けて事業を軌道修正することが大切です。



相談は誰にすれば良いのでしょうか？

法人であれば顧問税理士、個人事業主であれば商工会等の支援機関へ積極的に相談するようにしましょう。

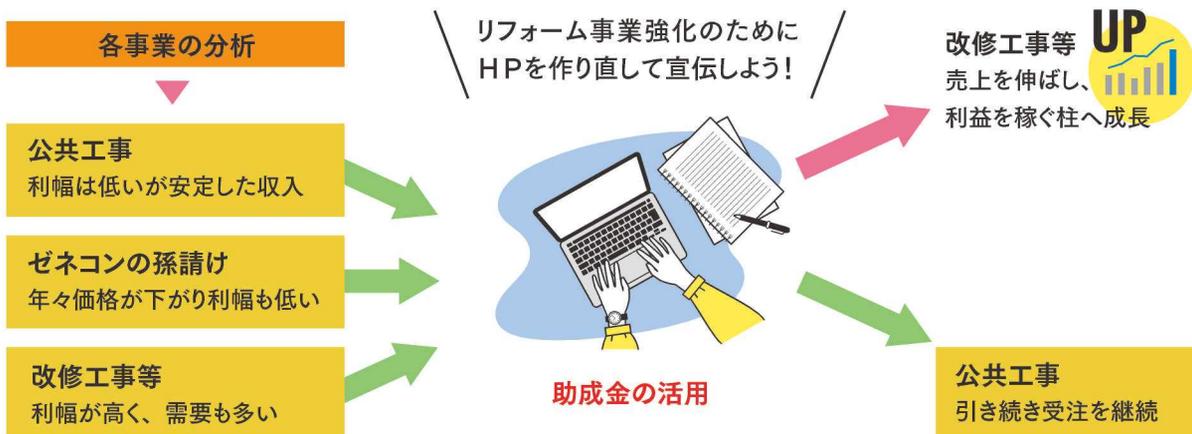


## 支援事例

### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- 財務状況の分析
- 不採算事業の洗い出し
- 経営戦略の練り直し(各事業の将来性等の確認)
- 事業計画書の策定
- 助成金の活用



不採算事業を把握し、廃止もしくは比重を下げることにしました。また利幅が高く将来性のある事業をPRするためにHPを作り直し、その際に助成金を活用しました。結果、売上を維持したまま利益率が改善され、黒字体質にすることができました。



# question Q17

## 就業規則を変えていないのですが？



息子に事業承継する予定ですが、  
就業規則は20年前から変えておりません・・・

労働法は毎年改正されています。就業規則を変えていないということは、法令違反の労務管理をしている可能性もあります。自社の就業規則が**法改正に対応しているか**を確認してみましょう。



最近「未払い賃金」で訴えられたとかよく聞くのですが、うちは大丈夫ですか？

昔ながらの労務管理をしていると、**未払賃金の支払いや労災事故の損害賠償等**巨額の支払金が発生することもあります。多摩・島しょ経営支援拠点では社会保険労務士にご相談することもできますので、是非ともご活用ください。



### ポイント



#### 昔ながらの労務管理は要注意

昔ながらの労務管理をしている場合、労働法改正に対応していないことがあります。従業員は経営者に対して長年の恩義を感じている等から、サービス残業等を行っていてもあまり文句を言い出せず、その結果、労働法に違反した労務管理が長年続いていることがあります。



#### 後継者に引き継いだ途端に訴えられることも

従業員は承継を契機に、前経営者へ言えなかったサービス残業等の未払賃金の請求をしてくる場合があります。1人からの請求が従業員全員に波及し、数千万円の巨額の支払いとなったケースもありますので注意が必要です。



#### 事業承継の前に確認

自社の就業規則が現在の労働法に適合しているか、自社が労働法を遵守しているのか等に関して事業承継の前に必ず確認をしておきましょう。

働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金制度導入等で労働法が強化されています。また社会保険・労働保険の未加入企業への指導も厳しくなっています。労働法を守っていないことは、巨額の負債を抱えているとお考えください。



#### 働き方を変革して生産性を高めよう！

人件費が増加する中でも利益を減らさないためには働き方を変え、労働生産性を高めていく取り組みも必要となります。労働生産性を高めたいとお考えの方は、多摩・島しょ経営支援拠点へご相談ください。



question  
Q18

# 働き方改革を進めるには？



「働き方改革」が騒がれていますが、どうしたら良いのかわかりません。

難しく考えることはありません。できない理由を見つけるのではなく、**できることから始めていきましょう。**



## ポイント

### 働き方改革とは？

働き方改革には、①「働き方改革関連法」に対応して労働法を遵守すること、②自社の働き方を変革して生産性を向上させる取り組みを行うことの2つの側面があります。企業環境が大きく変化する中で会社が生き残るためには、生産性の向上が欠かせません。

### 生産性を向上させるための働き方改革とは？

働き方改革と言っても難しいことを行うわけではありません。例えば「会議の時間を少し短くしよう」、「現場から会社に戻るのは無駄なので直行直帰にしよう」等、簡単にできることから始めてみましょう。

承継前  
後継者がいる



テレワークをしているのは大企業だけですか？

小規模企業でもテレワークを始めています。**テレワーク導入に向けた支援制度**もありますので、商工会・商工会議所等の支援機関へご相談ください。



承継前  
後継者がいない

## ポイント

### テレワークとは

ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言発令の下、在宅勤務を行った企業も多かったと思います。



3つの  
メリット

#### ①労働生産性・業務効率性の向上

在宅での勤務は仕事に集中することができ、業務がはかどります。出張・通勤にかかる時間や経費を節減することもできます。

#### ②ライフワークバランスの実現による人材確保

子育てや介護と仕事の両立が可能となり、人材確保に繋がります。

#### ③事業継続性の確保

災害や感染症流行時においても在宅勤務の活用により、事業継続が可能です。

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

東京都や国からは働き方改革やテレワーク導入に対する支援施策が数多く出ています。この機会にテレワークに取り組みましょう。

question  
**Q19**

# 助成金や補助金を活用できますか？



事業承継に際して利用できる助成金や補助金について教えてください。

東京都や国は、円滑な事業承継が行えるよう様々な助成金や補助金を用意しています。まずはお近くの商工会・商工会議所等の支援機関へご相談ください。



例えば、どういう場合に使える助成金や補助金がありますか？

単に事業承継を行うだけではなく、経営者の交代を機会として“**新しいことを始める**”事業者を支援する助成金や補助金、最近では**M&Aの手数料・委託料**に係る助成金や補助金も出てきています。



## 支援事例

### 多摩・島しょ経営支援拠点での支援事例

中小企業診断士を派遣し、以下の事項について取り組みました

- 事業承継に向けた課題の洗い出し
- 事業承継計画書の策定
- 助成金の活用支援
- 後継者の育成支援 等

#### 事業承継を機に新たな分野への進出

息子に事業を譲り渡したいが  
他で勤めているし・・・  
従業員のために会社は残し  
たいけど・・・



父の会社を継ぎたいが、デ  
ザインの仕事も続けていき  
たいんだよなあ・・・



事業承継をきっかけに、今の事業とデザイン  
事業の2本柱にするのはどうでしょう。



**事業承継が完了**

#### デザイン事業(新事業)に係る経費に助成金を活用

従業員を新規雇用

展示会への出展

機材の購入

助成金や補助金は、大きな資金を調達できる機会なので、**計画的に取り組む**ことが重要です。ただし、助成金や補助金の内容は毎年変わりますので定期的に情報を確認することをお勧めします。



承継前

後継者がいる

承継前

後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

# question Q20

## 経営者保証を外せますか？



事業は継ぎたいのですが、予想以上に経営者保証が重くて心配です。軽減できる方法等はありませんか？

一定の要件を満たす企業に対する融資には、経営者保証を求めないこと等を定めたガイドラインがあります。経営者保証についてご心配な方は、お取引をしている金融機関やお近くの商工会・商工会議所等へご相談ください。



### ポイント

#### 経営者保証に関するガイドライン

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の経営者が金融機関等と締結している経営者保証について、保証契約を検討する際や金融機関等の債権者が保証履行を求める際における、中小企業・経営者・金融機関の自主的なルールを定めたものです。ガイドラインには法的拘束力はないものの、中小企業・経営者・金融機関が自発的に尊重し、遵守することが期待されています。ガイドラインにより下記のような場合、中小企業は経営者保証なしでも融資を受けられる可能性があります。

1

#### 法人と経営者の関係の明確な区分・分離

役員報酬・配当、貸付等法人と経営者の間の資金が社会通念上適切な範囲内である。

2

#### 財務基盤の強化

会社の資産と収益力のみで借入金の返済が可能である。当面の資金繰りに資金不足が生じていない。

3

#### 経営の透明性の確保

自社の財務状況を把握し、金融機関等からの情報開示要請に応じて、丁寧に説明を行っている。

#### 『経営者保証に関するガイドライン』の特則

当ガイドラインの特則は、事業承継に焦点を当てたもので、原則的に新旧経営者双方から二重の保証を求めないこととしています。

こんな制度もあります！

東京都事業承継ネットワーク事務局

#### 「事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援」

##### お申込み

事業承継を3年以内に実施または3年以内に実施予定の中小・小規模事業者の方

##### 経営診断

専門家がチェックシートを使用して、経営者保証の要件を満たすかの診断

##### 専門家支援

要件を満たしている

金融機関へ相談（専門家が同席）

経営者保証解除の審査

要件を満たしていない

経営改善（専門家の支援）

保証解除ができなかった

※上記の制度は東京都事業承継ネットワーク事務局が行っている制度です。詳しくは、ホームページ (<https://www.shoukeinet.go.jp/>) をご確認ください。

#### 経営者保証に関して相談したい

税理士・弁護士等の専門家派遣を行い、経営者保証に関して支援する制度もあります。経営者保証に関してお悩みの方は、お近くの商工会や商工会議所、東京都事業承継ネットワーク事務局、取引金融機関等へご相談ください。

# question Q21

## 事業承継税制とは？



事業承継税制とは、どのような制度ですか？

### ●事業承継税制とは

後継者が本来支払うべき**贈与税や相続税の納税を100%猶予**する制度です。そして、後継者がさらにその次の後継者へバトンタッチをした場合や後継者が亡くなられた等の場合には、猶予された贈与税や相続税が免除される仕組みとなっています。

### ●事業承継税制を適用するためには

納税猶予を受けるためには「**都道府県知事の認定**」や「**税務署への申告**」等の手続きが必要となります。

### ●注意事項

後継者は、贈与税・相続税の申告期限から**5年間**は代表者として経営を行うことや株式の継続保有等が求められます。(5年経過後も株式の継続保有等が求められます)

適用要件を満たさなくなった場合は、猶予されている贈与税・相続税の全額と利子税を納付しなければなりませんので、ご注意ください。

また**個人版事業承継税制**は、既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

事業承継税制の活用を検討される方は、必ず**税理士等の専門家**にご相談ください。



承継前  
後継者がいる

承継前  
後継者がいない

資産の承継

承継後の取組

制度の活用

	法人版（特例措置）	個人版 ※青色申告者（不動産貸付業を除く）が対象
事前の計画策定と都道府県知事への提出	令和5年3月31日までに「特例承継計画」を作成、都道府県知事に提出	令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を作成、都道府県知事に提出
適用期限	令和9年12月31日までに贈与・相続を行う	令和10年12月31日までに贈与・相続を行う
都道府県知事の「円滑化法」の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与：贈与を受けた年の翌年の1月15日までに申請</li> <li>相続：相続の開始後8か月以内に申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与：贈与を受けた年の翌年の1月15日までに申請</li> <li>相続：相続の開始後8か月以内に申請</li> </ul>
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産 ① 宅地等（400㎡まで） ② 建物（床面積800㎡まで） ③ 減価償却資産（固定資産税が課税される償却資産、自動車、特許権等無形固定資産）等
先代経営者と後継者の要件	複数の株主から最大3人の後継者 <b>【先代経営者の主な要件】</b> ・会社の代表者であった ・贈与の場合は、代表を退任する（又はしている） <b>【後継者の主な要件】</b> ・贈与時に20歳以上（令和4年4月1日以降は18歳以上）である ・贈与時に3年以上役員を務めている又は相続の直前において役員であった	原則、先代1人から後継者1人 （※一定の場合、同一生計親族等からも可） <b>【後継者の主な要件】</b> ・贈与時に20歳以上（令和4年4月1日以降は18歳以上）である ・3年以上事業に従事している
贈与要件	一定数以上の株式等を贈与すること （※後継者1人の場合、原則2/3以上等）	その事業に係る特定事業用資産のすべてを贈与すること

・わかりやすくするために、一部の要件を省略しています。

・参考情報：国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>）

# 多摩・島しょ経営支援拠点のご紹介

多摩・島しょ経営支援拠点は、東京都からの補助を受けて東京都商工会連合会が行っている事業で、多摩地域および島しょ地域の商工会・商工会議所との連携支援機関です。

『専門家派遣』『オンライン経営相談』『マッチング支援』の3つの事業をご紹介します。どの事業も対象となる事業所は多摩地域および島しょ地域の小規模事業者等となりますので、予めご了承ください。



対象者

多摩・島しょ地域の小規模事業者  
小規模事業者の定義は右図にてご確認ください。

業種	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②~④除く)	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	
④小売業	

## ▶ 専門家派遣

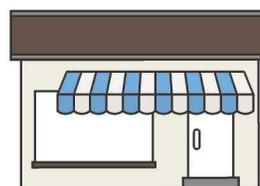
専門家を貴社へ派遣し、課題の解決を行います。専門家と共に課題解決を側面から支援するコーディネーターが貴社をサポートします。まずは、コーディネーターが丁寧にヒアリングを行った上で、貴社の課題に適した専門家を派遣。最大12回の専門家派遣による経営支援を**無料**で受けられます。



専門家派遣



最大12回**無料**



多摩・島しょ地域の  
小規模事業者

### 申込から支援の流れ

窓口となる商工会・商工会議所等の支援機関へお申込みください。

申込受付後、コーディネーターが事業者様を訪問し、お悩みを伺い課題を明確化します。

経営課題に応じた適切な専門家を選定し、課題解決に向けたサポートを行います。



各事業のお申込みは、多摩・島しょ経営支援拠点のホームページ

## ▶ マッチング支援

価値ある経営資源を繋いで活かす。地域に密着した支援をしてきたからこそできる地域連携型の小規模企業事業継承マッチング事業です。

多摩地域および島しょ地域のお店や事業所を譲りたい事業者と、譲り受けたい事業者や創業者のマッチングについて、コーディネーターが相談や支援を行います。

長年にわたり、地域に根付いて親しまれた事業を引き継ぐことにより、閉店や廃業することなく未来に事業を繋げます。



### 譲りたい事業者

後継者がいないので、廃業をお考えの事業主の皆様！  
廃業と決める前に「**経営資源の譲渡**」を検討してみませんか。



### 譲り受けたい事業者・創業者

経営資源を引き継いで、「**経営の多角化**」や「**創業**」に取り組む意欲のある方を求めています。

## ▶ オンライン経営相談

お店、事務所にいながらオンラインでご相談ができる経営相談事業です。

パソコンやタブレット等を使って、外出することなく、無料で経営相談を受けられます。



### こんな方におススメ！

- お店、事務所にいながら経営相談を受けたい！
- オンラインですぐに申込予約をしたい！
- 人との対面を極力避けたい！

### お申込み方法

多摩・島しょ経営支援拠点のHPよりお申込ください。  
右記QRコードよりアクセスが可能です



または、お近くの商工会・商工会議所へお申込みください。



ご相談は「多摩・島しょ経営支援拠点」または、お近くの「商工会・商工会議所」へ!

### 商工会一覧表

商工会名		郵便番号	所在地	電話番号
中エリア	国分寺市	185-0011	国分寺市本多 2-3-3	042 (323) 1011
	日野市	191-0062	日野市多摩平 7-23-23	042 (581) 3666
	国立市	186-0003	国立市富士見台 3-16-4	042 (575) 1000
	東大和市	207-0015	東大和市中心 3-922-14	042 (562) 1131
	武蔵村山市	208-0004	武蔵村山市本町 2-5-1	042 (560) 1327
	昭島市	196-0015	昭島市昭和町 3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内	042 (543) 8186
南エリア	三鷹	181-0013	三鷹市下連雀 3-37-15	0422 (49) 3111
	小金井市	184-0013	小金井市前原町 3-33-25	042 (381) 8765
	狛江市	201-0014	狛江市東和泉 1-3-18	03 (3489) 0178
	調布市	182-0026	調布市小島町 2-36-21	042 (485) 2214
	稲城市	206-0802	稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興プラザ 2階	042 (377) 1696
北エリア	清瀬	204-0022	清瀬市松山 2-6-23	042 (491) 6648
	小平	187-0032	小平市小川町 2-1268	042 (344) 2311
	西東京 (保谷事務所)	188-0012	西東京市南町 5-6-18 イングビル 3階	042 (461) 4573
		202-0005	西東京市住吉町 6-1-5	042 (424) 3600
	東久留米市	203-0052	東久留米市幸町 3-4-12	042 (471) 7577
	東村山市	189-0014	東村山市本町 2-6-5	042 (394) 0511
西エリア	福生市	197-0022	福生市本町 92-5 扶桑会館	042 (551) 2927
	あきる野 (五日市支所)	197-0804	あきる野市秋川 1-8 あきる野ルピア 3階	042 (559) 4511
		190-0164	あきる野市五日市 411 あきる野市役所五日市出張所 2階	042 (596) 2511
	羽村市	205-0002	羽村市栄町 2-28-7	042 (555) 6211
	瑞穂町	190-1211	西多摩郡瑞穂町石畑 1973	042 (557) 3389
	日の出町	190-0182	西多摩郡日の出町平井 3231-1 ひのでグリーンプラザ	042 (597) 0270
島嶼	大島町	100-0101	大島町元町 1-1-14	04992 (2) 3791
	八丈町	100-1401	八丈町大賀郷 2551-2	04996 (2) 2121
	三宅村	100-1101	三宅村神着 894	04994 (2) 1381
	新島村 (式根島支所)	100-0402	新島村本村 5-1-15	04992 (5) 1167
		100-0511	新島村式根島 255-1	04992 (7) 0312
	神津島村	100-0601	神津島村 1761	04992 (8) 0232
	小笠原村	100-2101	小笠原村父島字東町	04998 (2) 2666

### 商工会議所一覧表

商工会議所名		郵便番号	所在地	電話番号
八王子	子	192-0062	八王子市大横町 11-1	042 (623) 6311
武蔵野		180-0004	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7	0422 (22) 3631
青梅		198-8585	青梅市上町 373-1	0428 (23) 0111
立川		190-0012	立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 12階	042 (527) 2700
むさし府中		183-0006	府中市緑町 3-5-2	042 (362) 6421
町田		194-0013	町田市原町田 3-3-22	042 (724) 6614
多摩		206-0011	多摩市関戸 1-1-5	042 (375) 1211

小規模事業者向け 事業承継ガイド Q&A (2021年1月発行)

発行：多摩・島しょ経営支援拠点 (東京都商工会連合会)

〒190-0013 東京都立川市富士見町1-18-15 アテナビル202

電話：042(540)0130 FAX：042(525)5755 URL：https://t2base.tokyo/